

議第 39 号

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 25 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

児童福祉法の改正に伴い運営基準が緩和されたことを踏まえ、職員確保が困難な現状や利用ニーズの実態に即し、柔軟かつ効率的な運営体制を確保するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年下呂市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員) <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、<u>放課後児童支援員</u>（以下「支援員」という。）を置かなければならない。</p> <p>2 支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、<u>補助支援員</u>（<u>支援員</u>が行う支援について<u>支援員</u>を補助する者をいう。<u>第6項において同じ。</u>）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、一の支援の単位の利用者の数が10人以下となる時間帯又は夏季休業期間等において、緊急事態が発生した場合に適切かつ迅速に対応するための必要な体制が整備されているときは、支援員又は補助支援員の数を支援の単位ごとに1人とすることができる。</u></p> <p>4 支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）～（10） （略）</p> <p>5 （略）</p> <p>6 支援員及び補助支援員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければ</p>	(職員) <p>第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、<u>放課後児童クラブ指導員</u>を置かなければならない。</p> <p>2 放課後児童クラブ指導員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、<u>補助指導員</u>（<u>放課後児童クラブ指導員</u>が行う支援について<u>放課後児童クラブ指導員</u>を補助する者をいう。<u>第5項において同じ。</u>）をもってこれに代えることができる。</p> <p>3 放課後児童クラブ指導員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>（1）～（10） （略）</p> <p>4 （略）</p> <p>5 放課後児童クラブ指導員及び補助指導員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に</p>

改 正 後	改 正 前
ならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、 <u>支援員</u> のうち1人を除いた者又は <u>補助支援員</u> が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。	当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であって、 <u>放課後児童クラブ指導員</u> のうち1人を除いた者又は <u>補助指導員</u> が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

児童福祉法の改正に伴い運営基準が緩和されたことを踏まえ、職員確保が困難な現状や利用ニーズの実態に即し、柔軟かつ効率的な運営体制を確保するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 国の実施要綱に準じ、他自治体との整合性及び法令等の理解を円滑にするため、「放課後児童クラブ指導員」を「放課後児童支援員」に、「補助指導員」を「補助支援員」にそれぞれ改めます。

(第 10 条関係)

(2) 利用者が少ない時間帯や夏季休業期間等において、必要な体制が整備されているときは、職員を 1 人とすることを可能とします。

(第 10 条第 3 項関係)

(3) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)